

監事意見書

独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成21年6月15日から同月22日まで、独立行政法人国際観光振興機構（以下、「機構」という。）の平成20事業年度の決算について監査を行った結果、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書に関する監事の意見は、次のとおりです。

1. 財務諸表は、法令及び機構の規定の定めるところに従い、機構の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
2. 決算報告書は、法令及び機構の規定の定めるところに従い、機構の収入及び支出の状況を正しく示しているものと認めます。

平成21年6月23日

監事 長岡



監事 大屋

